

## 免除された期間の年金はどのようになるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。

## 免除された保険料を後で支払うことはできるの？

- 免除期間の保険料、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。
  - ・老齢基礎年金を受けている方は追納することができません。
  - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金 年金額 780,100円(満額)
  - ・20歳から60歳になるまでの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
  - ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- 障害基礎年金 年金額 975,100円(1級)  
780,100円(2級)
  - ・国民年金に加入中病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。
- 遺族基礎年金 年金額 1,004,600円(子が1人いる配偶者の場合)  
(基本額780,100円+子の加算額224,500円)
  - ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。
  - ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合20歳まで)です。

※上記金額は、平成27年度の額です。  
※年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-2211

日本経済の未来は、あなたの調査票から。

**経済センサス**  
**活動調査**

平成28年 6月1日 全国すべての事業所・企業のみなさまが対象です

平成28年 6月1日 **全国すべての事業所・企業が対象です。**

政府統計 総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。

また、調査員が事業所を訪問して調査を行う「調査員による調査」では、インターネットでご回答いただけます。なお、紙の調査票にご記入いただき、調査員に提出することもできます。

国が郵送にて行う「国、都道府県及び市による調査」では、インターネット又は郵送でご回答いただけます。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願い致します。

